



令和7年5月26日
四 国 運 輸 局

タクシー運賃の改定要請（申請）について

（愛媛地区（旧愛媛県東予地区・旧愛媛県中予地区・旧愛媛県南予地区））

令和7年5月23日、愛媛県松山市、西条市及び伊予郡砥部町でタクシー事業を営する各事業者から、下記の内容によるタクシー運賃の改定を求める要請書（現在の公定幅運賃の上限を上回る運賃変更要請）が愛媛運輸支局に提出されましたのでお知らせします。

今後は、同日から3ヶ月間を要請・申請受付期間として愛媛地区の他事業者の要請・申請を受け付け、要請・申請事業者の車両数の合計が愛媛地区における法人事業者全体の車両数の5割以上となった場合、運賃改定要否の判断を行うこととなります。

記

1. 要請者及び要請の概要

- （1）法人名：伊予鉄タクシー株式会社 （代表取締役社長 芳野 雅郎）
住 所：愛媛県松山市竹原2丁目3番15号

要請の概要 初乗り運賃及び加算運賃

（要請）普通車※ 1. 0kmまで600円、276mごとに100円

（現行）中型車 1. 1kmまで590円、260mごとに80円

小型車 1. 1kmまで580円、305mごとに80円

※小型車及び中型車を普通車へ統合

- （2）法人名：渡部タクシー株式会社 （代表取締役 渡部 光男）
住 所：愛媛県西条市東町275番地の5

要請の概要 初乗り運賃及び加算運賃

（要請）普通車※ 1. 0kmまで600円、269mごとに100円

（現行）中型車 1. 1kmまで590円、265mごとに80円

小型車 1. 1kmまで580円、310mごとに80円

※小型車及び中型車を普通車へ統合

- （3）法人名：有限会社砥部タクシー （代表取締役 矢野 孝寛）
住 所：愛媛県伊予郡砥部町高尾田62番地

要請の概要 初乗り運賃及び加算運賃

（要請）普通車※ 1. 0kmまで600円、273mごとに100円

（現行）中型車 1. 1kmまで590円、260mごとに80円

小型車 1. 1kmまで580円、305mごとに80円

※小型車及び中型車を普通車へ統合

2. 運賃適用地域

愛媛地区（旧愛媛県東予地区・旧愛媛県中予地区・旧愛媛県南予地区）

3. 愛媛地区事業者数及び車両数（令和7年5月23日現在）

事業者数	141者
車両数（一般車）	1716両

（問い合わせ先）
四国運輸局自動車交通部旅客課
担当：宮野・山下・吉本
電話：087-802-6771

1. 今後の予定

令和 7 年 5 月 23 日 要請書提出
 ↓ （最初の要請から 3 ヶ月間（要請・申請受付期間））
 令和 7 年 8 月 22 日 受付期間終了
 ↓ （運賃改定審査（標準処理期間 5 ～ 6 ヶ月））
 新運賃の公表
 ↓ （実施日の 30 日前までに公表）
 新運賃の実施

※ 要請・申請受付期間において、愛媛地区における要請書・申請書提出事業者の合計車両数が、同地区の法人事業者全体の車両数の 5 割に達しなかった場合、運賃改定手続きは見送ります。

また、上記を満たした場合においても、要請書・申請書を提出した事業者のうち、標準的経営を行っている事業者の実績年度及びその翌年度の加重平均収支率が、いずれも 100% を超える場合、運賃改定手続きは見送ります。

2. 運賃改定状況

（旧愛媛県東予地区）

認可日	実施日	改定率
令和 5 年 5 月 10 日	令和 5 年 6 月 9 日	12.67%
令和元年 8 月 30 日	令和元年 10 月 1 日	1.85%（※消費税 8→10%）
平成 26 年 2 月 28 日	平成 26 年 4 月 1 日	14.04% （うち消費税転嫁分 2.85%） ※消費税 5→8%
平成 9 年 3 月 14 日	平成 9 年 4 月 1 日	1.92%（※消費税 3→5%）
平成 7 年 7 月 14 日	平成 7 年 7 月 24 日	8.50%

（旧愛媛県中予地区）

認可日	実施日	改定率
令和 5 年 5 月 26 日	令和 5 年 6 月 26 日	13.22%
令和元年 8 月 30 日	令和元年 10 月 1 日	1.85%（※消費税 8→10%）
平成 26 年 2 月 28 日	平成 26 年 4 月 1 日	14.04% （うち消費税転嫁分 2.85%） ※消費税 5→8%
平成 9 年 3 月 14 日	平成 9 年 4 月 1 日	1.92%（消費税 3→5%）
平成 7 年 7 月 14 日	平成 7 年 7 月 24 日	8.50%

（旧愛媛県南予地区）

認可日	実施日	改定率
令和 5 年 5 月 26 日	令和 5 年 6 月 26 日	11.72%
令和元年 8 月 30 日	令和元年 10 月 1 日	1.85%（※消費税 8→10%）
平成 28 年 6 月 30 日	平成 28 年 8 月 1 日	15.26%
平成 26 年 2 月 28 日	平成 26 年 4 月 1 日	2.86%（※消費税 5→8%）
平成 9 年 3 月 14 日	平成 9 年 4 月 1 日	1.94%（※消費税 3→5%）
平成 7 年 7 月 14 日	平成 7 年 7 月 24 日	8.50%